



## もくじ

原発事故避難者への住宅無償提供打ち切り迫る 自主避難者を路頭に迷わせないで！…1	FFTV 紹介……………3
補助金交付で焼却を進める環境省一関市で汚染牧草焼却中止を訴える住民と連携……………3	パンフレット紹介……………5
東芝の危機…原発ビジネス負のスパイラル7千億円は氷山の一角……………7	会員・サポーター募集……………8

## フクロウの会

(福島老朽原発を考える会)

- フクロウの会は放射能汚染や事故の心配がなく、放射性廃棄物を生み出さない社会、すなわち原発のない社会をめざして首都圏で活動を続けてきた団体です。
- 残念ながら福島で重大な事故が起きてしまいましたが、事故による人々の被ばくが少しでも少なく抑えられるよう事故直後から情報提供、放射能測定プロジェクト、国や自治体への働きかけなどの活動を行ってきました。
- そんなフクロウの会の様々な活動を支えるための会員・サポーター・資金カンパ募集です。ご協力いただけますと幸いです。

### 【カンパ送り先】

- ゆうちょ銀行からの振替
  - ・口座記号番号  
00130-9-655439
  - ・口座名称(漢字)  
福島老朽原発を考える会
  - ・口座名称(カナ)  
フクシマロウキウゲンバツヨカンガ  
エルカイ
- 他の金融機関からの振込
  - ・銀行名= ゆうちょ銀行
  - ・金融機関コード 9900
  - ・店番 019
  - ・預金種目 当座
  - ・店名 〇一九 店(ゼロイチキョウ店)
  - ・口座番号 0655439

フクロウの会(福島老朽原発を考える会)のブログ…<http://fukurou.txt-nifty.com/fukurou/>

## 原発事故避難者への住宅無償提供打ち切り迫る 自主避難者を路頭に迷わせないで！



東電福島第一原発事故で、避難区域外から避難を余儀なくされた自主避難者に対する住宅の無償提供が今年3月末で打ち切りとなります。福島県内外で1万2千世帯を超える方が自主避難を続けています。打ち切りは、国や福島県が進める帰還促進政策によるものですが、「除染しても線量がある程度以上は下がらない」「職場に通える場所に住みたい」「子どものためにも引っ越しは避けたい」など、放射能への不安、仕事や学校の問題など、さまざまな事情により、帰るに帰れない方が多くいます。東電からの賠償もほとんど受けられない状況で、家賃の無償支援が打ち切られた後、避難生活をどのように継続するのかが定まらず、不安を抱えている方も多いのが実状です。

### 住宅提供は自主避難者の命綱

自主避難者に対する住宅提供は、災害救助法の応急仮設住宅の提供によるものです。「仮設」というと、プレハブ住宅を思い浮かべますが、県外に避難された方は、県営住宅などの公営住宅や一般のアパートなどが「みなし仮設住宅」として提供されています。受け入れ側の都道府県が提供し、経費や家賃を福島県に請求し、福島県はそれを国に請求するという制度になっています。

災害救助法によるこの制度は、災害時の応急的な措置であり、原発事故のような長期にわたる避難生活を想定したものではありません。制度の適用は1年ごとに延長され、避難者はいつ打ち切りになるかもしれないという不安の中で、避難生活を続けてきました。それでも、東電からの賠償がほとんど受けられない自主避難者にとっては、国によるほとんど唯一といってもよい実効的な支援策であり、避難先での生活を続けるための命綱でした。これまでも打ち切りの動きは何度かありましたが、避難当事者や支援者の切実な訴えがある中で、延長されてきました。それがいよいよこの3月末で打ち切られるのです。

### 子ども・被災者支援法による支援策では不十分

避難当事者や支援者は、自主避難者が避難先での生活の見通しが建てられるよう、住宅提供期間を長期間にした上で、就労支援などを行うよう求めてきました。また、災害救助法による住宅の長期提供に無理があるのならば、原発事故子ども・被災者支援法に基づき、切れ目なく継続するよう求めてきました。

これに対し、国が行ったのは、子ども・被災者支援法に基づき、対象地域(福島県浜通り、中通りの強制避難区域を除く地域)からの避難者に限り、公営住宅への優先入居を実施するというものでした。しかし、以下に述べるようにこれでは全く不十分です。



## 住宅の確保ができない

公営住宅への優先入居というのは、公営住宅（都道府県営住宅や市町村営住宅）に対し、①入居条件の緩和、②優先枠を設ける、といった措置を行うことです。①は全国一律で適用され、②については、東京都、神奈川県、埼玉県など一部の自治体で実施されています。公営住宅法には公募抽選なしに居住を認める③特定入居という制度もありますが、国は適用を認めていません。これを実施する受け入れ自治体もあり、国は黙認しています。

自主避難者の避難先は、公営住宅に限りません。家賃6万円（東京都は7万5千円）を基準に民間の賃貸アパートなどを借りて住むケース、国家公務員住宅や雇用促進住宅の空き部屋に住むケース、UR賃貸（公団住宅）に住むケースなどがあります。公営住宅に優先枠が設けられても、東京都などでは、都営住宅と民間賃貸以外に住む自主避難者は、応募すらできない制度になっています。被災当時、どの形態の住宅に住むのかについて避難者の側に選択の余地はありませんでした。

また公営住宅に住む場合でも、優先枠の設定では抽選がありますので、それに当たらなければなりませんし、異なる団地になれば引っ越しが余儀なくされます。避難者の多くは、職場や子どもの学校の関係もあり、引っ越しせずに今の場所に継続して居住することを希望しています。

東京都には700世帯を超える自主避難者が生活していますが、自主避難者向けに優先枠として都営住宅300戸を設定しました。しかし応募があったのは195戸にすぎず、その後辞退者も出て、実際に利用するのは165戸にすぎません。応募が少ない理由のひとつに、厳しい応募条件があります。東京都の場合、家族向けは、ひとり親世帯、小さい子どもがいる世帯、多子世帯、心身障がい者世帯、特に所得が低い世帯のいずれかでなければ応募できません。

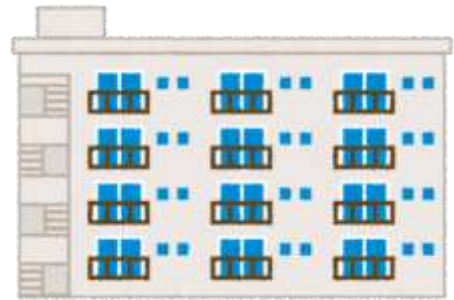
千葉県の場合、約300世帯の自主避難者のうち、200世帯を超える方が民間賃貸住宅に入居しています。民間賃貸の場合、これまでは受け入れ都道府県が契約し、家賃などを福島県に請求してきました。それが今年3月末で契約が切れます。避難者が継続して居住を希望する場合には、避難者と大家とで契約し直さなければなりません。今後は家賃が発生します。基準は6万円ですが、それより多くなる場合も出てきます。敷金や礼金など初期費用もかかります。また、避難者が継続を希望し、家賃を払うつもりでも、大家の側で契約を断わることも出てきます。実際に千葉市では、そのような事例が2件発生しました。そのうち1件では、千葉市の職員が1日に28回も電話をかけてきて退去を迫られる事態が生じました。

現在、受け入れ自治体と福島県による3回目の個別訪問が行われています。丁寧な対応をする自治体がある一方で、出ていくよう告げるだけで事実上の追い出しをするところや、居座るようなら裁判にかけるぞと脅しをかけるケースも出ています。

## 家賃が高すぎる

もうひとつ大きな問題は家賃などの費用が発生することです。民間賃貸やUR賃貸住宅の場合、福島県から、次年度については家賃の半額（上限月額3万円）まで、次々年度については家賃の3分の1（上限月額2万円）まで補助が出ることになっています。しかし適応条件が厳しく、漏れてしまう場合がありますし、足りない場合が出てきます。都心に近い家賃の高い地域ではなおさらです。公営住宅についても、比較的新しい住宅では高い家賃が設定されています。

国は、国家公務員住宅の一部を自主避難者に提供することを決めましたが、都内の家族型で5万円を超える家賃が設定されています。なぜこのような家賃をと



るのでしょうか。雇用促進住宅も同様です。福島県による措置で、東京都、埼玉県、神奈川県、茨城県、千葉県などで自主避難者向けの提供が決まったのですが、都内では5万円を超える家賃が設定されています。しかも敷金と礼金を2ヶ月ずつ、最初の家賃2ヶ月分をまとめて払う必要があり、初期費用は30万円を超えてしまいます。これとは別に引っ越し費用がかかります。

## 受け入れ自治体による独自支援

このような状況の中で、受け入れ自治体によっては独自に家賃補助や無償提供の延長を決めたところもあります。北海道と札幌市は、公営住宅の無償提供の延長を行うとしています。山形県、伊勢市、京都府、篠山市、鳥取県、鳥取市、米子市、愛媛県でも無償提供を延長するとしています。新潟県は、引っ越し費用の補助（5万円）や小中学生がいる世帯向けの家賃補助（月1万円）を決めています。沖縄県は、民間賃貸住宅向けに、家賃の半額（上限月額3万円）までの補助を行う制度を決めています。福島県による補助と合わせると、事実上無償提供となります。その一方で、千葉県のように、全国一律で適用される公営住宅の入居条件の緩和以外、独自策は何もなしというところもあり、格差が生じています。千葉県や千葉市の担当者と話すと、財政出動は難しいと言いますが、無償提供を決めたところは、さまざま工夫をして費用を捻出しているのではないのでしょうか。

大阪市ではユニークな取り組みが行われています。大阪の支援者のみなさんが、大阪市が自主避難者を市





大東清掃センター周辺の土壌汚染調査



図 1 一関市大東清掃センター周辺の土壌汚染調査

て下さい)。これらの違いの要因を明らかにするために、大東センター設置の風向風速データを入手して分析しました。図2が2015年度の年間の風向の傾向を分析した結果を示します。

この地域は年間を通して東方向に吹く風（西風）が多く、図2からも分かるように特に春から夏にかけてその傾向があります。

土壌分析結果で一番低かった A 地点を仮にバックグラウンドとすると、E,F 地点は約 2 倍、B 地点は約 10 倍高い値になります。これは大東清掃センターからの粉塵の影響の可能性が考えられます。

リネン吸着法でも検出

図3がリネン吸着法による調査結果です。図中の棒の高さでリネン吸着度を表しています。数値はリネン吸着度（ $m^2$ あたり時間当たりのリネン吸着セシウム 137 量）を示します。時間は大東清掃センターで汚染牧草を焼却した実稼働日数で計算しています。この図からは清掃センター西側の D 地点が最も高く、次が北西方向の A 地点、南東方向の C 地点となります。土壌分析で最も高かった B 地点は逆に最も低い値を示しました。

リネンを設置した期間は 2016 年 9 月 25 日から 12 月 15 日でありこの間の風向調査では東に吹く風（西風）が西に吹く風（東風）の時間の 3.4 倍程度あり風向だけでは説明がつかいません。

D 地点、A 地点が高い傾向を示した要因として、両地点は大東清掃センターへの廃棄物搬入の道路に面している点が挙げられます。もう一つの要因として考えられるのは高めに出了 D、A、C 地点は大東清掃センターがある峠から谷筋を下った低い位置にある点です。谷筋を下る空気の流れによって運ばれている可能性も考えられます。

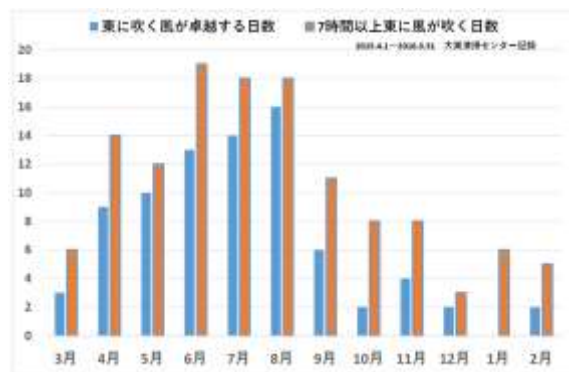


図 2 一関市大東清掃センター周辺の風向

今後、土壌汚染調査、リネン吸着法調査の地点を更に増やして実態の解明を続ける予定です。特に今回の調査で土壌汚染分析、リネン吸着法調査で清掃センター周辺の実態が定量的に把握できることは明らかになったので、周辺地域で影響の少ないとみられる地点との比較対象データを採ることにより明らかにすることが重要と考えています。

大東清掃センター周辺のリネン吸着法調査



図 3 一関市大東清掃センター周辺のリネン吸着法調査



リネン吸着法による調査の状況（B 地点）

なぜ 2 万ベクレルもの高汚染牧草の焼却が許されるのか

そもそも 1 キログラム当たり 2 万ベクレルを超える高濃度に汚染された牧草を一般の焼却炉で燃やすことが許されるのでしょうか。この問題を考えてみると、福島県周辺の広い範囲で自治体や生産者などが抱える汚染廃棄物を減容化し最終的には「なかったこと」にしたい環境省の思惑が透けて見えてきます。

大東清掃センターでの汚染牧草の焼却は 2012 年から約 1 年間かけて行われた環境省による実証事業として行われました。環境省からは 2013



年7月付けで「8000Bq/kg 超の農林業系廃棄物の処理事例」という報告書が出ています。

この報告書によると、発注者は環境省であり、受託者は一関市。牧草の処理量として「牧草 1,202t (8,000Bq/kg 以下を含む)」について、既存の焼却処理施設を活用して一般ごみと合わせて焼却」とされています。「8,000Bq/kg 以下を含む」(下線は引用者)とわざわざ記載されているようにこの実証事業は環境省が「安全に処理できる基準」と説明している 8,000Bq を超えており、除染特措法で言うところの「指定廃棄物」に該当するものです。「指定廃棄物」は国が責任をもって処理することになっています。環境省は指定廃棄物に該当するような高濃度汚染廃棄物を一般焼却炉で燃やす「実験」を一自治体である一関市に丸投げして行ったこととなります。

この実証事業は周辺住民への説明が不十分であったことを一関市長自身が認めています。「寺崎前地区の環境を守る会」の菊地氏が「人体実験だ」と憤るのは当然のことと言えます。

報告書では汚染牧草のセシウム濃度は「最大で 20,100Bq/kg であった」とされています。実証実験の結果、「一般ごみと合わせて焼却したところ、排ガスのモニタリングデータはいずれも検出下限値以下となっており、安全に焼却できている」「焼却する牧草の量を調整することにより、焼却灰の放射性セシウム濃度を 8,000Bq/kg 以下に抑えて既存の管理型最終処分場で処分することができた」「周辺環境への影響は見られなかった」として、「既存の廃棄物施設を活用して、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超える牧草を安全に焼却及び処分できることが確認できた」と結論付けています。

この一連の経過にはさまざまな問題点が含まれています。それらを列挙すれば以下のようになります。

(1) 焼却炉のバグフィルターでは粒径数ミクロン以下の集じん率は 60-70%程度で 40-30%程度のセシウムを含んだ煤塵が外部に漏れることは経産省資料にも記載されています。しかし周辺環境への影響は空間線量のみで評価しており、とくに焼却炉周辺で暮らす住民にとって納得できるレベルの評価ではありません。

(2) 今回の実証実験でも煙突の出口での排ガス測定で「不検出」としています。しかし検出限界は  $0.8\text{Bq}/\text{m}^3=800\text{mBq}/\text{m}^3$  (宮城県への説明資料) であり検出限界が高すぎることに問題があります。比較的低いレベルであっても大量の汚染物を焼却することにより周辺での汚染は蓄積されます。また煤塵を長期的に吸い込むことによる内部被ばくの危険性があります。検出限界と規制値をもっと下げるべきです。

(3) 8,000Bq/kg 超の汚染物は除染特措法に定める指定廃棄物のレベルです。この指定廃棄物は除染特措法で収集、運搬、保管、処分は国の責務になっているにも関わらず一関市に対して作業を一括して委託しており丸投げ状態になっています。これで安全が確保できるのでしょうか。たいへん疑問です。



## パンフレット紹介

### 「福島の子もたちの尿検査から見えてきたもの」

Vol. 2~Vol. 5 (カンパ1冊 500円) ※Vol. 1は現在絶版になっています。

### 「フクロウの会年次報告 2015 Annual Report 核のない社会をめざして」

2016年5月15日発行 A4版 全36ページ カンパ1冊 500円

フクロウの会の2015年度の活動報告をパンフレットにしました！ぜひご覧ください。

尿検査パンフレット Vol. 5以降も引き続き進めている尿検査結果もこちらに掲載しております。

☆入手ご希望の方は件名を「パンフレット希望」としていただき、ご希望のパンフレット名、冊数、送付先(郵便番号、住所)、氏名をご連絡ください。

申込 メール fukurou.report2015@gmail.com FAX 03-5225-7214

☆カンパ+送料は振り込み用紙を同封しますので受け取り後振り込んで下さい。

(4) 今回の実証事業では一関市長自身が周辺住民への説明が「不十分であった」と認めるほどのものであり住民の理解や同意は得られていません。それにも関わらず結局、実証実験を継続し、さらにその後も汚染牧草の焼却を継続しています。

(5) 除染特措法では 8,000Bq/kg 超えの汚染物の占有者は指定廃棄物としての「申請をすることができ」となっており、申請をしなくても罰せられない法律の抜け穴があります。実際には 8,000Bq 超えの指定廃棄物として処理しなければならないレベルの廃棄物も多くあるはずで、今回の実証事業の「お墨付き」により、既存の焼却炉において指定廃棄物レベルの廃棄物を一般廃棄物と混焼して処理されてしまう可能性があります。

一関清掃センターでは新焼却炉建設問題が浮上

大東清掃センターでは推計総量 6,500 トンの汚染牧草のうち既にその 6 割にあたる 3,900 トンが焼却されてしまいました。しかしまだ 2,600 トンが残っており、一関市は 2018 年度中にこれを焼却する計画です。これに対して寺崎前「守る会」は汚染牧草の焼却中止を訴えています。

そのような状況と並行して一関市狐禅寺（こぜんじ）地区にある一関清掃センターでの新焼却炉建設問題が起こっていることが分かりました。一関清掃センター周辺でも「狐禅寺の自然環境を守る会」が従来からの焼却炉周辺の環境汚染に対して反対の声を上げて活動してきました。同会は 2000 年には狐禅寺地区生活環境対策協議会と「新たなごみ焼却施設を建設しない」との覚書を交わしています。同会はこの覚書を盾に新焼却炉建設絶対反対として運動を強化しています。フクロウの会測定プロジェクトもすでに寺崎前地区「守る会」の菊地氏の仲介で狐禅寺「守る会」共同代表の高橋佐悦氏と連携をとり始めています。既存焼却施設（電気集じん式でバグフィルター方式よりも集じん率は低いと言われていました）周辺のリネン吸着法調査や土壌汚染調査の計画を進めています。

私たちフクロウの会放射能測定プロジェクトはたまあじさいの会と連携して、一関市の寺崎前、狐禅寺双方の「守る会」と協力して活動を進めようと考えています。

焼却炉ゼネコン、清掃組合に補助金のばら撒き-環境省の焼却推進計画

今回の一連の活動は一関大東清掃センターの汚染牧草焼却から始まりましたが、活動を進める中で、この問題が福島県周辺県での農林業系廃棄物の焼却処理という共通の大きな問題であることが見えてきました。農林業系廃棄物とは牧草だけでなく放射能により汚染された稲わら、たい肥、きのこ原木（ほだ木）などの廃棄物のことです。従来これらは牛の餌、堆肥、水田や田畑へのすき込みなどでリサイクル活用されてきました。しかし放射能汚染によりこうしたリサイクルができなくなり農家などは敷地内に保管せざるをえず負担になっています。

図 4 は環境省がまとめた各県の指定廃棄物量の一覧表です。この表を見ると農林系廃棄物で指定廃棄物に指定されているのは福島県で 44 件 3,908 トン、宮城県で 3 件 2,271 トン、栃木県で 27 件 8,137 トン、茨木県 1 件 0.4 トンです。福島県より栃木県の方が多く、茨木県がごくわずか、群馬県、岩手県などはゼロというのは前述した指定の「抜け穴」があることを表しているのではないのでしょうか。岩手県がゼロというのであれば実証事業で 8,000Bq 超えの汚染牧草は一体なんだったのでしょうか。

いずれにせよ、指定廃棄物がこれだけあるのですから、基準の 8,000 ベクレルに近い農林業系廃棄物、指定廃棄物にはなっていないが部分的に 8,000 ベクレルを超えている農業系廃棄物が相当量あることが推察されます。

指定廃棄物に指定されていないものの廃棄処理もできず敷地内などで保管せざるを得ない実態があり、問題になっています。

環境省はこれを焼却という形で解消しようとしています。環境省の HP に 2016 年 4 月 27 日付けで「農林業系廃棄物処理加速化事業」という資料がアップされています。この説明に「農林業系副産物が、・・・農家の敷地内等に滞留し、生活環境等に大きな影響を及ぼしています。これらの農林業系廃棄物の処理を推進するため、市町村、一部事務組合又は広域連合に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助します。」とあります。実際には焼却炉新設、建て替え、大型化、仮設焼却炉建設などに補助金をばら撒くものです。牧草、稲わら、ほだ木など農林業系廃棄物は燃えることに目をつけ、焼却炉で燃やしてしまうという計画であることは明らかです。さらに言えば、

指定廃棄物の数量（平成28年12月31日時点）

数量は以下の通り。

都道府県	焼却炉		浄水発生土（上水）		浄水発生土（工業）		下水汚泥 ※焼却済あり		放射能汚染物 (稲わらなど)		その他		合計			
	焼却炉 (一般)	焼却炉 (産業)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)		
	岩手県	8	199.8	0	0	0	0	0	0	0	0	2	275.8	10	475.6	
宮城県	0	0	0	0	9	1,614.2	0	0	0	3	2,271.5	29	126.7	41	3,412.4	
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.2	1	0.2	
福島県	411	120,694.5	151	3,907.5	35	2,261.2	5	203.1	83	10,706.3	44	3,906.5	125	16,255.5	864	157,936.8
茨城県	20	2,380.1	0	0	0	0	0	2	925.8	1	0.4	3	229.4	26	3,535.7	
栃木県	24	2,447.4	0	0	14	727.3	0(1)	0(66.6)	8	2,200.0	27	8,137.0	6	21.3	75	13,533.1
群馬県	0	0	0	0	6	545.8	3	127.0	3	513.9	0	0	0	0	12	1,186.7
千葉県	46	2,715.4	2	0.6	0	0	0	0	3	542.0	0	0	13	444.5	62	3,705.5
東京都	1	980.7	1	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	981.7	
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.9	3	2.9		
新潟県	0	0	0	0	4	1,017.9	0	0	0	0	0	0	4	1,017.9		
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8.6	1	8.6		
合計	510	129,421.9	154	3,906.1	68	5,566.6	6	330.1	109	14,888.2	75	14,317.4	183	17,364.0	1,105	185,798.1

※栃木県の浄水発生土（工業）（1件、66.6t）は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土（上水）に含めた。

図 4 指定廃棄物の量（環境省廃棄物処理情報サイトより）





焼却炉建設、大型化などで焼却炉メーカー、ゼネコンや清掃事業組合に金をばら撒いて一挙にすすめようという魂胆が明らかに読み取れます。

一関清掃センターの新設もこうした流れの一環として出てきているのは明らかです。宮城県、栃木県などでも同様な問題が起こっていることは十分考えられます。

### 各地の運動と連携して農林業系廃棄物の焼却を止めよう

残念ながら福島県では環境省主導で過大な仮設焼却炉が各地に建設され、指定廃棄物も含め燃えるものは全て燃やす方向で進められてしまいました。すでに役目を終えて解体に入った焼却炉もあります。しかし一関市の例もあるように、周辺県ではそれほど一気には進んでいません。

農林業系の廃棄物処理は腐敗発酵や好気発酵など焼却によらない方法もあり実際にそれを進めている自治体もあります。注 1

焼却炉で混焼することは細かいダスト状の煤塵として放射能を周辺に再拡散させるだけでなく、回収する飛灰の濃度も 8,000 ベクレル以下にコントロールすることで、飛灰も一般廃棄物として処理可能となってしまいます。結局、薄めて燃やして漏らして(煤塵)ばら撒く(飛灰)計画にすぎません。放射能は結局環境中にばら撒かれ確実に健康被害をもたらします。しかもそこにゼネコンへの金のばら撒きが重なっています。環境省のこのような計画を許すことはできません。

各地での汚染ゴミ焼却と反対する運動と連携して放射能ゴミ焼却の流れをストップさせてゆきましょう。

注 1：環境ジャーナリスト青木泰氏の「一関市の汚染廃棄物焼却問題について」

<http://ameblo.jp/datsugenpatsu1208/entry-12203623952.html>

## 東芝の危機…原発ビジネス負のスパイラル 7千億円は氷山の一角

東芝の危機が騒がれています。FFTV196 では、プラント輸出に詳しいプラント技術者の会の川井康郎さんをお招きして詳しく解説していただきました。（「FukurouFoeTV」で検索してご覧ください）

### 米国への原発丸ごと輸出で生じた巨額の赤字

原発の輸出には、①部品の輸出、②原発丸ごと輸出、③原発丸ごと輸出+事業への投資、の3つの類型があります。今回問題になったのは、②の類型で、米国での4機の原発建設を巡り、東芝の子会社であるWH（ウェスチングハウス）社が買収したS&W社という建設会社が、買収した1年後に、実は巨額の赤字を抱えていたことが判明したということです。S&W社の親会社が福島原発事故後に原発事業からの撤退を決めたため、事業継続のために買収せざるをえなかったのですが、実は、WH社は、S&W社と赤字の負担を巡って訴訟合戦を続けていましたから、S&W社を買収すれば巨額の赤字が付いてくることをよく知っていたはずです。知らぬが仏は東芝だけだったのです。

### WH社というババを最後に掴まされた東芝

東芝の危機はWH社の買収に端を発しています。WH社の社長のロデリック氏は昨年まで、今後15年間で、全世界で64機、最低でも42機の原発を受注すると息巻いていました。しかしこれがとんでもない大ぼらでした。東芝はWH社というババを最後に掴まされ、暴走を止められなかったのです。



### もっとリスクが高い原発事業への投資

東芝は世界各所で③の類型による事業も行っていますが、これが各所でとん挫しています。原発を輸出した場合、買い手は電力会社ですが、原発には、建設できるのか、発電できるのか、電気は売れるのかといったリスクが大きく、買い手が現れない場合が出てきます。その場合、東芝自らが、地元の企業と合併で電力会社を作り、そこが東芝の原発を発注するという形で輸出する場合があります。これが類型③です。この場合、東芝は原発を建設するだけでなく、発電して売るところまでやらなくてはなりません。非常にリスクが高い事業です。

ところが、福島原発事故後、世界的に安全規制が強化される中で原発の建設コストが跳ね上がり、1機5千億円だったものが、1兆円近くにまでなっており、このような状況で、合併相手の企業が次々と逃げ出すという事態が起きているのです。

### 米国で抱えている巨大なリスク

米国サウステキサスで東芝が建設中の原発も、合併相手が逃げ出し、計画がとん挫してしまいました。しかも、東芝は、ここでつくられた電気を売るために、近くで大阪ガスや中部電力も出資して建設中のLNGプラントから、長期にわたりLNGを買い取る契約を結んだのですが、その後LNGが暴落しリスクが発生するという事まで起きています。東芝がLNGを買い取る代わりに、LNGプラントで東芝の原発から電気を買ってもらうバーター契約とし、東芝はLNGを、ガス焚きの火力発電所に自社製のタービンを売り込むときに、セットで付けて販売しようともくろんでいました。もくろみが崩れ、原発計画の行き詰まりとLNG価格の暴落で二重のリスクが生じているのです。こうしたリスクを加えると、損失は7千億円ではすまないでしょう。同じようなことが、日立GEグループでも、三菱重工業グループでも起きているのです。

### 背景にある米国の核戦略と日本の国際戦略の行き詰まり

今回の事態の背景には、核による覇権を握りながら、リスクを伴う原発輸出ビジネスについては日本の企業にやらせて、中国やロシアをけん制するという米国の核戦略、自動車輸出の「一本足打法」状態から脱却するために原発を核としたインフラ輸出に活路を見出そうとした日本の国際戦略、そうしたもくろみをつぶすことになった福島原発事故の影響があります。

今後、東芝救済の名目で、原発ビジネスを救うために税金を投入するなどの動きが出てくるかもしれませんが、東芝に限らず、日本の原子力産業そのものをなくし、国内外で原発ビジネスから手を引かせるよう監視を続けていきたいと思います。

## フクロウの会では、会員・サポーターを募集中です。

会員・サポーターには通信を郵送します。

【会費】・会員1000円/月 ・サポーター1000円以上/年

- 集会でスタッフやパンフ作成のご協力など一緒に活動していただける方を募集しています。
- 皆さまの貴重なご意見もお待ちしております。

フクロウの会の趣旨にご賛同いただき、会員・サポーターになっていただける方は、フクロウカフェなどにお越しの際に申込書にご記入の上、会費を添えてフクロウの会事務局員にお渡しください。

【お問い合わせ・お申し込み先】

TEL : 03-5225-7213 FAX : 03-5225-7214 Email : fukurounokai@gmail.com

(通信郵送のお申し込みもこちらで受け付けています☆ご希望の方はお知らせください。)

